

学外有識者会議

○: 議長・委員長等(その委員会等の長)、□: 副部門長、副本部長等

所 属	氏 名	任 期 (始)	任 期 (終)	備考
京都大学理事	阿曾沼 慎司	H30.4.1	H32.3.31	
滋賀県看護協会会長	廣原 恵子	H30.4.1	H32.3.31	
長浜バイオ大学学長	蔡 晃植	H30.4.1	H32.3.31	
滋賀医科大学同窓会副会長・金子労働衛生コンサルタント事務所所長	金子 均	H30.4.1	H32.3.31	
元京都新聞社論説委員	川端 眞一	H30.4.1	H32.3.31	
綾羽株式会社取締役社長	河本 英典	H30.4.1	H32.3.31	
滋賀県薬剤師会会長	大原 整	H30.4.1	H32.3.31	
医療法人社団昂会理事長	相馬 俊臣	H30.4.1	H32.3.31	
株式会社平和堂代表取締役会長	夏原 平和	H30.4.1	H32.3.31	
草津市長	橋川 涉	H30.4.1	H32.3.31	
京都大学高等研究院特別教授	本庶 佑	H30.4.1	H32.3.31	

第3条 学外有識者会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 大学その他の教育研究機関の職員 若干名

(2) 本学の所在する地域の関係者 若干名

(3) その他大学に関し広くかつ高い識見を有する者 若干名

2 前項各号の委員は、本学の職員以外の者で大学に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が選考する。

3 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第4条 学外有識者会議に議長を置き、委員の互選とする。

2 議長は、学外有識者会議の議事を進行する。